株式交換に関する事前開示書面の変更事項

(会社法第794条1項および同法施行規則第193条6号に基づく 変更後の事項の開示)

2021年6月3日

川崎重工業株式会社

兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 川崎重工業株式会社 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

株式交換に関する事前開示書面の変更事項

当社は、2021年5月11日の取締役会決議により、2021年8月1日を効力発生日として、 当社を株式交換完全親会社、川重冷熱工業株式会社(以下「川重冷熱」といいます。)を株 式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、 同日付けで、両社の間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換に関し、当社は、2021年5月13日付けで、会社法第794条第1項および会社 法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、記載事 項の一部に変更が生じましたので、会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条 第6号の規定に基づき、以下の通り変更いたします。

- 1. 2021 年 5 月 25 日開催の川重冷熱取締役会において 2021 年 3 月期に係る計算書類が承認されましたので、「別紙 3」の内容を、別添のとおり変更いたします。
- 2. 2021年5月20日開催の当社取締役会において、2021年10月1日を効力発生日として、日立造船株式会社との共同新設分割により、新設する川重日立造船シールド準備株式会社に当社および日立造船のシールド関連事業(シールド掘進機、TBM(トンネルボーリングマシン)および土木機械等、およびそれらの部品の設計、開発、修理ならびに販売に関する事業等。ただし、製造に関する事業を除く。)を承継することを決議いたしましたので、事前開示書類の「最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象」の内容に関して、次のとおり変更いたします(変更箇所には下線を付しております)。

(変更前)

- 5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号)
- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - ① 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社に関し、準備会社として2021年3月10日に設立した川崎車両株式会社へ、車両カンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙4をご参照ください。
 - ② 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社に関し、準備会社として2021年2月12日に設立したカワサキモータース株式会社へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙5をご参照ください。
 - ③ 当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社 とし、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日 付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご 参照ください。

(変更後)

- 5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号)
- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - ① 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社に関し、準備会社として2021年3月10日に設立した川崎車両株式会社へ、車両カンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙4をご参照ください。
 - ② 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社に関し、準備会社として2021年2月12日に設立したカワサキモータース株式会社へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の

有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収 分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙5をご参照くだ さい。

- ③ 当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社 とし、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日 付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご 参照ください。
- ④ 当社は、2021年5月20日開催の当社取締役会において、2021年10月1日を効力発生日として、日立造船株式会社との共同新設分割により、新設する川重日立造船シールド準備株式会社に当社および日立造船のシールド関連事業(シールド掘進機、TBM(トンネルボーリングマシン)および土木機械等、およびそれらの部品の設計、開発、修理ならびに販売に関する事業等。ただし、製造に関する事業を除く。)を承継することを決議し、同日付で新設分割計画書を作成いたしました。当該新設分割計画書の概要は、別紙6をご参照ください。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 次頁以降をご覧ください。

(添付書類)

<u>事業報告</u> 2020年4月1日から

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が制限される異例の事態に直面しました。このような状況下、感染対策の定着や海外での需要回復傾向にあわせて、国内経済は一部の産業分野を中心に持ち直しの動きが見られますが、依然として先行きは不透明です。

当社を取り巻く事業環境としては、熱源設備(吸収冷温水機・ボイラ)の需要は、新型コロナウイルス感染症の影響等による経済の先行き不透明感から、設備投資に慎重な動きが続くことが懸念され、今後の動向には注視する必要があります。

このような経済活動が停滞する事業環境の下、空調事業・ボイラ事業ともに需要は底堅く推移していることに加え、空調事業での付帯設備工事案件に大口工事があったこと等により、当事業年度における受注高は、前期比18億22百万円増加の198億38百万円、売上高は、前期比5億94百万円増加の181億59百万円となりました。

セグメント別には次のとおりです。

空調事業では、機器が堅調に推移していることに加え、近年当社が力を入れている付帯設備工事案件に大口工事があったこと等により、受注高は、前期比6億63百万円増加の123億81百万円、売上高は、前期比6億67百万円増加の119億72百万円となりました。

ボイラ事業では、受注高は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保守点検・改修改造工事(以下、メンテナンス工事)が減少したものの、機器本体では貫流ボイラや排熱ボイラ等の大口案件が増加したため、前期比11億59百万円増加の74億57百万円となりました。売上高は、メンテナンス工事が減少したため、前期比72百万円減少の61億86百万円となりました。

利益面では、売上高の増加や販売費用の低減等により、営業利益は、前期比1億98百万円好転の5億39百万円となり、経常利益は、前期比2億1百万円好転の5億38百万円となりました。当期純利益は、前期比1億46百万円好転の3億96百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資につきましては、生産性向上の設備並びに経常設備など総額1億86百万円の設備を完成いたしました。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、特別の重要な資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

	区	分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当50期)
受	注	高(百万円)	17,281	19,132	18,016	19,838
売	上	高(百万円)	16,938	17,864	17,564	18,159
経	常利	益(百万円)	627	616	337	538
当	期 純 利	益(百万円)	427	413	249	396
1 株	当たり当期	純利益(円)	50.91	49.24	29.76	47.21
総	資	産(百万円)	14,936	15,775	14,370	15,975
純	資	産(百万円)	5,433	5,750	5,888	6,189

⁽注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。なお、当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、川崎重工業株式会社であり、同社は間接所有を含み当社株式を7,009千株 (議決権比率83.72%。うち直接所有83.43%、間接所有0.29%) 所有しております。

当社は、親会社に対し、当社製品の一部を販売し、そのメンテナンスを請負っております。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社である川崎重工業株式会社との間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないよう、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。親会社への資金の貸付については、親会社が設定したグループファイナンスによる貸付を行い、その金利は市場金利を勘案したものとなっています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

(3) 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 関連会社の状況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。わが国においても2020年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。

当社を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器(空調機器・ボイラ)の市場環境変化が加速 すると予測され、当社ビジネスにおいても脱炭素化への対応が求められます。

このような事業環境の中、当社は、吸収冷温水機・ボイラを核とした製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカーとして省電力・省エネ・省 CO_2 等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的には CO_2 を排出しないクリーンエネルギーとして水素への注目が世界的に高まっている中、水素サプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組む川崎重工グループの一員として、当社は、川崎重工業株式会社と共同開発したドライ式低 NO_X 水素燃焼バーナを搭載した水素専焼貫流ボイラの販売を2021年5月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開を既に手掛けております。今後さらに、変化する市場ニーズを的確にとらえ、成長を加速するために、様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。

また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しておりますが、リプレイスを中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後のさらなる事業拡大を確実なものとするためにも、上述のエネルギーに対して高まる市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が必要であると考えております。

今後は、足下では、既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、新規事業として脱炭素化ビジネスへの注力を成長戦略と定め、新たなビジネスモデル構築に向け取り組んでまいります。

7. 技術・販売提携の状況

相手方の名称	玉		籍		内	容	-		対	. \$	R	製	品	
GIKOKO KOGYO INDONESIA社	イン	ドネ	シア	技	術	供	与	炉	筒	煙	管	ボ	1	ラ
MEHR ASL MANUFACTURING 社	1	ラ	ン	技	術	供	与	吸	収冷	温水	機、	吸収	冷冽	東 機
株式会社IHI汎用ボイラ	В		本	業	務	提	携	汎	用	ボ	1	ラ	全	般

⁽注) MEHR ASL MANUFACTURING社との技術供与については、米国の大統領令13902号を考慮し、2020年1月10日から一時中断しております。

8. 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社は、空調機器、汎用ボイラの製造、販売並びにメンテナンス工事を行っており、その内容は次のとおりであります。

区				分	主要営業品目
空	調		事	業	吸収冷温水機、吸収冷凍機、改修工事、改造工事、部品販売、メンテナンス
ボ	1	ラ	事	業	貫流ボイラ、排熱ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラ、改修工事、改造工事、 部品販売、薬品販売、メンテナンス

9. 本店及び事業所(2021年3月31日現在)

 (1) 本
 店
 滋賀県草津市青地町1000番地

 (2) 工
 場
 滋賀県草津市青地町1000番地

(3) 本社、支社、支店

本	社	東京(東京都江東区)、大阪(大阪市東淀川区)
支	社	東日本(東京都江東区)、中日本(名古屋市西区)、西日本(大阪市東淀川区)
支	店	札幌、仙台、北関東(埼玉県白岡市)、新潟、松本、静岡、金沢、 京滋(滋賀県守山市)、神戸、広島、高松、福岡

10. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齡	平均勤続年数
520名	7名増	41.3歳	16.8年

11. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

1. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 28,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,415,000株(自己株式27,586株を含む)

(3) 株主数 597名

(4) 大株主上位10名

株 主 名		持 株 数	持株比率
川崎重工業株式	会 社	6,985千株	83.28%
川重冷熱取引先持	株会	625	7.46
宗教法人萬	福寺	50	0.60
川 重 冷 熱 従 業 員 持	株 会	41	0.49
株式会社トーヨーコーポレー	- ション	40	0.48
株式会社是永鉄	工 所	29	0.35
日 本 汽 力 株 式	会 社	29	0.35
株式会社シガM	E C	28	0.34
│ K E E 環 境 工 事 株 式	式 会 社	24	0.29
丸 茶 株 式 会	会 社	22	0.26

⁽注) 1. 記載数値は表示単位未満を切り捨てております。

- 2. 当社は、自己株式を27,586株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 3. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2021年3月31日現在)

ŧ	也		位		氏			名	担当及び重要な兼職状況
代录	長 取 紛	締役	设社長	Ę	(Magazina)	原		^{すすむ} 進	
取	<u> </u>	締	谷	ž	螺	ざお 澤 お 脇	まさ 雅	ひと 人	企画室長
取	<u> </u>	締	谷	킨	新 森 ^注 植	かき 脇		^{たけし}	技術総括室長及び品質保証担当
取	<u> </u>	締	谷	킨	うえ 植	村		ひろし 博	生産総括室長及び業務改革プロジェクト担当
取	<u> </u>	締	谷	컨	***	Æ H	^{たか}		営業・サービス総括室長
取	<u> </u>	締	谷	킨	<u> </u>	村		裕	営業・サービス総括室 サービス統括
取	<u> </u>	締	谷	ž	実	松松	俊	博	(川崎重工業㈱ エネルギー・環境プラントカンパニー企画本部 機械管理部長)
取	<u> </u>	締	谷	ž	_{さか} 坂	部	しょう 彰	いち	
取	<u> </u>	締	谷	ž	あき 秋	おか 出		みのる 稔	
常	勤	監	査 役	ž	かさ	并	信	雄	
監	1	查	谷	ž	が笠。東	風	たつ	あき 明	(弁護士、早駒運輸㈱社外監査役)
監	1	查	谷	ž	かわ 	<u></u> 正		崇	(川崎重工業㈱) エネルギー・環境プラントカンパニー企画本部 機械管理部 経理課長)

- (注) 1. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は社外取締役であります。
 - 2. 笠井信雄、東風龍明の両氏は社外監査役であります。
 - 3. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。 [2020年7月1日付]
 - ・取締役 植村博氏の担当を生産総括担当及び業務改革プロジェクト担当から生産総括室長及び業務改革プロジェクト担当に変更いたしました。

[2020年8月3日付]

- ・監査役 林毅氏は辞任いたしました。なお、辞任時における担当及び重要な兼職状況は川崎重工業㈱ 技術開発本部 水素チェーン開発センター 企画管理部 企画課 基幹職でありました。 [2020年8月4日付]
- ・監査役 林毅氏の辞任に伴い、第48期定時株主総会で補欠監査役に選任されておりました 川西崇氏が監査役に就任いたしました。
- 4. 坂部彰一、東風龍明の両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等

当社の取締役の報酬は、企業理念実現のため企業業績と企業価値の持続的な向上、及び経営の高度化、複雑化に対応できる優秀な人材の確保を目的として、各役員の担うべき機能・役割に応じて体系化しております。

各取締役報酬は、社長が取締役会の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。その報酬限度額は2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものは 採用しておりません。

監査役の報酬は、その職務の独立性という立場を考慮し、監査役会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、決定しております。その報酬限度額は1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報酬等の総額	支 給 員 数
取 締 役 (うち社外取締役)	56,995千円 (3,960千円)	8名 (2名)
監 査 役	16,630千円	2名
(うち社外監査役)	(16,630千円)	(2名)
合 計	73,625千円	10名
(うち社外役員)	(20,590千円)	(4名)

- (注) 1. 上表は、当事業年度に係る役員の報酬等の総額と支給対象となった員数を示しております。なお、取締役1名、監査役2名 は無報酬のため、除いております。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役 東風龍明氏は弁護士並びに早駒運輸株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- (2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員 (業務執行者であるものを除く) との親族関係・該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況

区分		氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締	役	が べしょう いち 坂 部 彰 一	当事業年度に開催された取締役会に11回出席し、豊富な経営経験、空調設備業界に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。また、社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に十分な役割を果たしております。
社 外 取 締	役	at an みのる 秋 岡 稔	当事業年度に開催された取締役会に11回出席し、財務部門長の経験や経理・財務に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。また、社外取締役として当社の経営を監督、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしております。
社 外 監 査	役	笠 井 信 雄	当事業年度開催の取締役会に12回出席、監査役会14回全てに出席し、川崎重工業㈱において、事業部門を統括していた経験を活かした発言をそれぞれいたしました。
社 外 監 査	役	東風龍明	当事業年度開催の取締役会に11回出席、監査役会14回全てに出席し、弁護士 活動の経験を活かした発言をそれぞれいたしました。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,980千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,980千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に 区別しておらず、実質的にも区別ができないため、上記金額は合計額で記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定する事由(職務上の義務違反等)に該当すると判断する場合には、同条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により解任することとしております。その場合には、同条第3項の規定に従い、その旨及び解任の理由を株主総会に報告することとしております。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 当該事業年度中に辞任又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

V. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施する。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として周知することにより、法令及び定款を始めとする当社社則等を遵守することを徹底する。 そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

(運用状況)

- ①「川崎重工グループ行動規範」を利用したコンプライアンス推進活動を実施しました。
- ②「企業倫理委員会」を1回、「CSR委員会」を4回開催し、各議題についての、審議、業務執行状況等の必要な報告を行いました。
- ③内部監査部門は、内部統制の視点から業務監査・コンプライアンス監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(運用状況)

取締役の職務の遂行に係る情報は、法定並びに当社の「文書管理規程」に則って保管・管理しています。また、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させる ための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機 管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(運用状況)

- ①「決裁規則」を定め、決裁ルールを明確にし、詳細なルールを定めてリスク管理を行っています。
- ②「リスク管理委員会規程」に基づき、各部門でそれぞれ想定されるリスク分析を行い、「リスク管理委員会」で必要な報告を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

(運用状況)

「取締役会」、「役員会」、「経営会議」を毎月開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行いました。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保 するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する"Global Kawasaki"』という親会社グループの「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営 に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明 性を確保する。

また、親会社の常勤の監査等委員と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努める。

(運用状況)

- ①月1回「取締役会」に親会社の使用人である当社非業務執行取締役、非常勤監査役が出席し、取締役会としての独自の意思決定を行い、それに従って企業運営を行いました。
- ②常勤監査役は、川崎重工グループの「関係会社監査役連絡会議」に出席して情報交換を行うとともに、親会社の常勤の監査等委員と定期的会合をもち、意見交換を行いました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

(運用状況)

監査役と協議した結果、特定の補助すべき使用人を直ちには置かないものの、監査役が必要とする事務的 補助は、企画室で対応することとし、実行しています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

(運用状況)

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、監査役との協議により、その使用人の取締役からの独立性が 確保される体制を整えます。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちにその内容を 監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。 内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(運用状況)

監査役は、「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、「決裁規則」に則り決裁事項の報告を受けるとともに、社長との意見交換の場を設けました。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制

当社は、社則において、前項8. の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定する。 (運用状況)

監査役に報告を行った者に対し、不公正・不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部統制管理規則」 に定め、社内に周知を図っています。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

速やかに当該費用又は債務を処理しています。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

(運用状況)

監査役が実施した期末及び中間監査に、対象部門の取締役及び使用人は全面的な協力を行いました。

また、監査役は、内部統制部門が実施する内部監査が、目的にそって支障なくできているかについて確認 し、その結果の報告を受けました。

さらに、監査役及び監査部長は、定期的に行われる公認会計士による各種監査時にその講評を聞くとともに、意見交換を行いました。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制システムによって、2020年度の内部統制の整備と運用状況の評価を実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、「川崎重工グループ行動規範」において規程されている反社会的勢力との一切の関係を遮断することを取締役及び使用人に対して周知徹底する。また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等の外部専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

(運用状況)

基本方針の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、その内容の周知徹底を図りました。また、定期的に警察等の外部専門機関への訪問・連絡等を行いました。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

^^^^^

貸借対照表

	<u>貸借</u>		
	(2021年3月		(単位:千円)
科目	金額	科 金	額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	11,675,051	流 動 負 債	6,025,759
現金及び預金	5,511	支 払 手 形	356,336
受 取 手 形	1,042,071	電子記録債務	1,702,867
電子記録債権	603,779	金 供 買	1,516,934
売掛金	5,685,254	未 払 金	91,155
原材料	488,607	未払法人税等	274,593
仕 掛 品	1,843,409	未払消費税等	341,412
貯 蔵 品	5,647	未 払 費 用	414,444
前 払 費 用	53,635	前 受 金	276,192
短 期 貸 付 金	1,909,412	賞 与 引 当 金	382,000
未 収 入 金	39,897	受注損失引当金	544,437
その他の流動資産	1,606	製品保証引当金	75,090
貸 倒 引 当 金	△3,781	設 備 支 払 手 形	23,657
固定資産	4,300,400	その他の流動負債	26,637
有 形 固 定 資 産	(2,263,664)	固 定 負 債	3,760,435
建物	692,801	退職給付引当金	3,741,925
構築物	179,472	製品保証引当金	12,700
機械装置	898,176	資産除去債務	5,810
車 両 運 搬 具	10,848	負債合計	9,786,194
工具器具備品	201,973	純 資 産 の	部 (145.000
土地地	230,331	株主資本	6,145,962
建設仮勘定	50,061	資 本 金 資 本 剰 余 金	1,460,500
無形固定資産	(261,911)		1,228,500
商標権	199	資 本 準 備 金 │ 利 益 剰 余 金 │	1,228,500 3,483,480
ソフトウェア	243,111	利益準備金	168,800
ソフトウエア仮勘定	6,489	その他利益剰余金	3,314,680
電話加入権	12,110	別途積立金	1,000,000
投資その他の資産	(1,774,824)	操越利益剰余金	2,314,680
投 資 有 価 証 券	86,458		△26,518
繰 延 税 金 資 産	1,534,295	評価・換算差額等	43,294
その他の投資	157,288	その他有価証券評価差額金	43,294
貸 倒 引 当 金	△3,218	純 資 産 合 計	6,189,257
資 産 合 計	15,975,451	負 債 純 資 産 合 計	15,975,451

損 益 計 算 書 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	科											金	額
	17											並	
売				上	-				高				18,159,275
売			上			原			価				13,388,409
		売		上		総			利	益	±		4,770,865
販	売	費	及	Q,	_	般	管	理	費				4,230,919
		営			業			利		益	ŧ		539,946
営		業		タ	ŀ		収		益				11,680
	芝	£		取		禾	IJ		息			3,689	
	Z	Ē	取	ζ	配		当		金			2,602	
	7	-	の	他	3	の	Ц	又	益			5,388	
営		業		夕	ŀ		費		用				12,868
	支	Z		払		禾	IJ		息			94	
	Œ	3	定	資	産	ß	È	却	損			10,738	
	7	-	\mathcal{O}	他	3	の	乽	責	用			2,035	
		経			常			利		益	±		538,758
税	5	31	前	<u>}</u>	当	期		純	利	益	±		538,758
法	人	税		住	民	税	及	び	事	業務	Ħ	316,500	
法		人	;	税	等	F	調		整	割	Į.	△173,751	142,748
当			期		糾	Ĭ		利		益	±		396,010

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

				,					1 1 37
		資本乗	割 余 金	利	益 乗	余	金		
	資本金		次士訓合合		その他利	益剰余金	테산페스스	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		□ āl
2020年4月1日期首残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	2,019,321	3,188,121	△26,293	5,850,827
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	_	-	-	1	_	△100,650	△100,650	-	△100,650
当 期 純 利 益	_	-	-	_	_	396,010	396,010	_	396,010
自己株式の取得	_	-	-	-	-	-	_	△224	△224
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_	-	_	_	-
事業年度中の変動額合計	_	-	_	_	_	295,359	295,359	△224	295,134
2021年3月31日期末残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	2,314,680	3,483,480	△26,518	6,145,962

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2020年4月1日期首残高	37,377	37,377	5,888,204
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	_	-	△100,650
当 期 純 利 益	=	=	396,010
自己株式の取得	_	-	△224
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	5,917	5,917	5,917
事業年度中の変動額合計	5,917	5,917	301,052
2021年3月31日期末残高	43,294	43,294	6,189,257

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)により評価しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①製品・仕掛品……個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。
 - ②原材料・貯蔵品………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~47年

機械及び装置 4~13年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

④製品保証引当金

保証期間中の製品に係る保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に当事業年度の売上に対応する保証費用の見積額を計上しております。また、保証期間にかかわらず当社が履行義務を負う保証工事については個別に保証費用の見積額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式 基準によっております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- (6) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務(予定取引を含む)

③ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。なお、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

………工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他の工事………工事完成基準

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社は、貸借対照表において、受注損失引当金544,437千円を計上しております。受注損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見積額を計上しており、当該損失見積額は、当事業年度末時点において見込まれる材料費、加工費等の受注工事に係る見積総原価から工事請負代価を控除して算定しております。

見積総原価における材料費や加工費等は単価・数量・時間等の設定に一定の仮定を用いて算定しており、その見積りは受注工事に 関連する諸条件の変化により、受注工事に係る将来の損失額に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額7,244,598千円(2) 関係会社に対する金銭債権2,731,925千円(3) 関係会社に対する金銭債務68,792千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高1,102,141千円仕入高4,317千円その他の営業取引高176,744千円営業取引以外の取引高3,689千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	8,415,000	_	_	8,415,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	27,436	150	_	27,586

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 150株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	100,650	12.00	2020年3月31日	2020年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰 余 金	100,648	12.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	116,353千円
未払社会保険料	19,402千円
退職給付引当金	1,139,752千円
受注損失引当金	165,830千円
製品保証引当金	26,739千円
未払事業税	18,400千円
その他	72,290千円
(繰延税金資産 小計)	1,558,769千円
評価性引当額	17,668千円
(繰延税金資産 合計)	1,541,101千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	6,805千円
(繰延税金負債 合計)	6,805千円
繰延税金資産の純額	1,534,295千円

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達及び運用については、川崎重工グループで運用されておりますCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)によって行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、債権管理部門が取引先の状況を把握し、取引先ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒の軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に基づき先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。 当社は社内規程に基づき取引の実行及び管理を行い、為替の変動リスクをヘッジしております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(+12:113)
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	5,511	5,511	_
②受取手形	1,042,071	1,042,071	_
③電子記録債権	603,779	603,779	_
④売掛金	5,685,254	5,685,254	_
⑤短期貸付金	1,909,412	1,909,412	_
⑥投資有価証券			
その他有価証券	75,981	75,981	-
⑦支払手形	(356,336)	(356,336)	_
⑧電子記録債務	(1,702,867)	(1,702,867)	_
9買掛金	(1,516,934)	(1,516,934)	_

- (*)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - ①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期貸付金

短期貸付金はCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)の運用に伴う親会社貸付金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑥投資有価証券
 - 投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ⑦支払手形、⑧電子記録債務、⑨買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額10,477千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(-)	1701	11/// //	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,,							
種	類	会 社 等 の 名 称 又は氏名	所 在 地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社		川崎手	油戸 ま	104,484,658	航空宇ネルギー、 スー・ 環境機械 ・ボーター・ボッ車 ・ボーター・ボッ車 ・ボーター・ボッ車	直接 83.43	当社製品の	空調機器・ボ イ ラ 等 の 販 売、メンテナ ンス	1,102,141	売 掛 金	789,800
祝 云仙		川崎重 工業㈱	神戸市中央区	104,464,656	ト、船舶海洋、車 両、モーターサイ クル&エンジン、 その他の各事業	間接 0.29	販売役員の転籍	資金の貸付 受 取 利 息	2,090,770 3,689	短期貸付金	1,909,412

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高 (売掛金) には消費税を含んでおります。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

 - 価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。
 3. 資金の貸付に係る取引は、川崎重エグループで運用されておりますCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金の貸借取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。
 4. 受取利息に係る取引は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種	類	会 社 等 の 名 称 又は氏名	所 在 地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	₽ F	川手苑	な で 本	600,000	産業機械、空調機 器、舶用機械、加制		当社製品の	空調機器・ボイラ等の販	695,664	受取手形	306,617
子会社		川重商事(株)	神戸市中央区	600,000	器、舶用機械、航空機器、 空機器、石油製品、 会 、 会 、 会 、 会 、 会 の り 表 の り た う の り う り う り う り う り う り う り う り う り う	なし	当社製品の 販売 原材料等の 仕入	売、メンテデンス	095,004	売 掛 金	114,417

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税を含んでおります。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記 (1) 1株当たり純資産額 (2) 1株当たり当期純利益

737円92銭 47円21銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、親会社である川崎重工業株式会社(以下「川崎重工」といいます。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

(1) 株式交換の目的

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。我が国においても2020年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。当社を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器市場(空調機器・汎用ボイラ)の市場環境変化が加速すると予測され、当社ビジネスにおいても脱炭素化への対応が求められます。

当社は、吸収冷温水機・汎用ボイラを核として、省エネ要求に対応する製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカとして省電力・省エネ・省 CO_2 等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的には CO_2 を排出しないクリーンエネルギーとして水素への注目が世界的にますます高まっている中、水素エネルギーサプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組み、川崎重工グループの一員として、水素専焼貫流ボイラの製品化を進め、販売を2021年5月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開も既に手掛けております。しかし、変化する市場ニーズを的確にとらえ、さらに成長を加速するためには、これまで以上に様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しておりますが、リプレイス需要を中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後のさらなる事業拡大を確実なものとするためにも、市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が不可欠と考えております。

今後は、足下では既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、中長期的視点で「脱炭素社会の実現」に向けた対応を進めていく必要があると認識しております。とりわけ水素は「脱炭素社会の実現」に向けて大きな期待が寄せられており、川崎重工グループは、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取組みを加速していくこととしていますが、施策を実行していくために必要な人材面での強化や、新たな技術領域での開発体制の強化、合理化による販売管理費等の更なるコスト低減等が経営上の重要な課題と認識しております。

一方で、経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、上場子会社においては、「取締役会における独立社外取締役の比率を高めること(1/3以上や過半数等)を目指すことが基本」とされる等、上場子会社の今後の更なるガバナンスの強化は必須となっております。また、今後の新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を選択することになるところ、現時点において、当社株式の83.30%(発行済株式総数に対する割合。間接保有分を含みます。)は川崎重工が所有しており、当社は東京証券取引所が公表しているスタンダード市場の上場維持基準である、「流通株式比率25%以上」の条件を充たしておりません。新市場区分への移行後も、当分の間は一定の条件のもとで経過措置として緩和された上場維持基準が適用される見通しではあるものの、川崎重工としては、当社の株主構成が上記のとおりであることを主たる原因として当社株式のJASDAQにおける流動性が乏しいこと等に鑑みると、上記条件を充足するために流通株式を増加させる等の実効性のある対策をとることは現時点においても将来においても経営負担が決して小さくない上に、現在の株主構成が大幅に変更されない限りは上記の経過措置期間を経て上場廃止となる可能性があり、結果として将来的に当社の一般株主の皆様おいて当社株式の売買の機会が奪われてしまう事態が生じる可能性があると考えているとのことです。

これらの課題を解決し、川崎重工グループとしてエネルギー・環境事業の市場競争力を更に向上させていくためには、川崎重工と当社が従来以上に連携を深化させ、川崎重工グループー体としての事業運営を強化することが必須であるとの認識に至り、株式交換を実行することで、支配株主である川崎重工と当社の少数株主との間の構造的利益相反関係に留意することなく、従前以上に両社間の協力関係を深化させ、グループ力を発揮するための機動的かつ迅速な意思決定環境を整備し、両社の一体的な事業経営及び両社の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、当社としての企業価値向上に繋がり、ひいては川崎重工グループの企業価値向上に貢献できると考え、本株式交換契約を締結しました。

(2) 本株式交換の要旨

①株式交換完全親会社の概要(2021年4月1日現在)

0 11	トンリンくコンくノロニーハン	J 1_ +7 P/U	女 (2021年中/) 1
名		称	川崎重工業株式会社
所	在	地	兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
代表	者の役職・	・氏名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
事	業内	容	航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業、
7	* r	-	車両事業、モーターサイクル&エンジン事業及びその他事業
資	本	金	104,484百万円

②本株式交換の日程

2021年3月31日 (水)
2021年5月11日 (火)
2021年5月11日 (火)
2021年6月25日(金)(予定)
2021年7月28日(水)(予定)
2021年7月29日(木)(予定)
2021年8月1日 (日) (予定)

- (注) 1. 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の理由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。
 - 2. 本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

③本株式交換の方式

川崎重工を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに、当社においては、2021年6月25日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

④本株式交換に係る割当ての内容

	川崎重工		
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)	
株式交換に係る割当比率	1	0.60	
本株式交換により交付する株式数	川崎重工の普通株式:841,268株(予定)		

(注) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、川崎重工株式0.60株を割当交付いたします。ただし、川崎重工が保有する当社株式(2021年5月11日現在6,985,300株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注) 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

謄本

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

川重冷熱工業株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 青木靖 英 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 恭 一 印業務 執 行 社 員 公認会計士 勢 志 恭 一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川重冷熱工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2021年5月11日開催の取締役会において、川崎重工業株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日:2021年8月1日(予定))を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該 事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断 を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

第50期 監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

川重冷熱工業株式会社 監査役会

 社外監査役(常勤)笠 井 信 雄 印

 社外監査役 東 風 龍 明 印

 監査役 川 西 崇 印

注) 監査役 林毅氏は2020年8月3日付で辞任致しましたので、補欠監査役の 川西崇氏が翌日付で監査役に就任致しました

以上

別紙 6 次頁以降をご覧ください。





川崎重工業株式会社

NO.2021019 2021年5月20日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社 代表 者名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦 コード番号 7012 東京① 名古屋① 問合先責任者 コーポレートコミュニケーション総括部

> 総括部長 鳥居 敬 【東京】 TEL 03-3435-2130 【神戸】 TEL 078-371-9531

当社シールド関連事業に係る日立造船株式会社との共同新設分割(簡易分割)に関するお知らせ

川崎重工は、本日開催の取締役会において、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、日立造船株式会社(以下、日立造船)との共同新設分割により、新設する川重日立造船シールド準備株式会社(以下、川重日立造船シールド)に当社および日立造船のシールド関連事業(シールド掘進機、TBM(トンネルボーリングマシン)および土木機械等、およびそれらの部品の設計、開発、修理ならびに販売に関する事業等。ただし、製造に関する事業を除く。)を承継すること(以下、本分割)を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本分割は、当社の総資産の減少額が直前事業年度の末日における純資産額の 10%未満、かつ、 当社の売上高の減少額が直前事業年度の売上高の3%未満と見込まれる会社分割であるため、開示事項・ 内容を一部省略して開示しています。

1. 本分割の目的

当社は、2021 年 1 月 27 日、日立造船とシールド関連事業の新会社設立に向けた詳細検討を行うことに関する基本合意書を締結しました。

今後の市況環境を見据え、両社はシールド関連事業の発展・競争力強化のため、「対等の精神」に 則り協業の話し合いを進めてきました。その結果、両社の営業力や技術力、多種多様な製品ラインナップ、サプライチェーン等の強みの活用・強化によって、新しい価値を創造し幅広い顧客のニーズに 応えられる新会社の設立について検討することで基本合意しました。

両社は、同日立ち上げた準備委員会を中心に、2021 年 10 月の新会社設立に向け協議を進めてまいりましたが、共同新設分割を採ることにいたしました。

新会社は、両社が保有するリソースを相互に補完・強化し、営業・エンジニアリング業務を行います。さらに統合により生まれる営業・技術分野のシナジーを発揮し、国内外での事業拡大を図るとともに、シールド関連事業を通じて社会インフラ整備に貢献できる企業を目指していきます。

2. 本分割の概要

(1) 本分割の要旨

①本分割の日程

取締役会決議日	2021年5月20日	
本分割計画書合意日	2021年5月20日	
実施予定日(効力発生日)	2021年10月1日(予定)	

- (注)本分割は、当社および日立造船において会社法第805条の規定による簡易新設分割に該当する ことから、株主総会決議による承認を得ずに行います。
- (注)本分割の効力発生は、国内および関係各国の競争法その他関連法令に定める諸手続きが完了することを条件とします。これら手続きの遅延、またはその他の理由により本分割のスケジュールの変更の必要が生じた場合には、当社および日立造船にて別途協議の上、これを変更することがあります。

②本分割の方式

当社および日立造船を新設分割会社とし、両社が共同で新設する川重日立造船シールドを承継会社とする共同新設分割です。

③本分割に係る割当ての内容

川重日立造船シールドは、本分割に際して、普通株式 19,200 株を発行し、分割対価として当社 に 9,600 株、日立造船に 9,600 株を割当て交付します。

④本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い 該当事項はありません。

⑤本分割により増減する資本金

本分割による当社および日立造船の資本金の変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

川重日立造船シールドは、分割計画書において定める、当社および日立造船のシールド関連事業 に関して有する資産および権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

本分割において、承継会社が承継する債務はありません。

(2) 本分割に係る割当ての内容の算定の考え方

①割当ての内容の根拠および理由

当社および日立造船は、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社を第三者算定機関として選定し、本分割を含む対象事業の価値の算定を依頼しました。当社および日立造船は、第三者算定機関による算定結果および対象事業の状況ならびに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で本分割について慎重に協議を重ねた結果、最終的に、「2.本分割の概要」の「③本分割に係る割当ての内容」に記載の内容が妥当であるとの判断をし、本分割を決定しました。

②算定機関の名称ならびに当社および日立造船との関係

当社および日立造船が、対象事業の事業価値算定を依頼したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社は、当社および日立造船の関連当事者には該当せず、本分割に関して記載すべき重要な利害関係はありません。

③算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社は、DCF 法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)を評価手法として採用しました。これにより、当社および日立造船の対象事業について、将来の活動状況を能動的に反映し、評価することができます。前提条件としましては、当社および日立造船がそれぞれ提示した対象事業に係る事業計画をもとにしています。計算起点日は 2021年3月31日、財務基準日は 2021年3月31日または情報が入手可能な直近時点です。本評価の結果、当社および日立造船の各対象事業価値は、同水準であると算定されました。

(3) 本分割の当事会社の概要

3) 本分割の当事会社の概要				
	新設分割会社	新設分割会社		
	(2021年3月31日時点)	(2021年3月31日時点)		
①商号	川崎重工業株式会社	日立造船株式会社		
②本店所在地	神戸市中央区東川崎町三丁目1番1	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号		
	号			
③代表者の役職・	代表取締役社長執行役員	代表取締役 取締役社長兼COO		
氏名	橋本 康彦	三野 禎男		
④事業内容	航空宇宙システム事業	環境・プラント事業		
	車両事業	機械事業		
	エネルギーソリューション&マリン	社会インフラ事業等		
	事業			
	精密機械・ロボット事業			
	モーターサイクル&エンジン事業			
	等			
⑤資本金	104,484百万円	45,442百万円		
⑥設立年月日	1896年10月15日	1934年5月29日		
⑦発行済株式数	167,080,532株	170,214,843株		
⑧決算期	3月31日	3月31日		
⑨大株主および	・株式会社日本カストディ銀行	・日本マスタートラスト信託銀行株		
持株比率	(信託口)[8.4%]	式会社(信託口)[8.9%]		
	・日本マスタートラスト信託銀行	・株式会社日本カストディ銀行(信		
	株式会社(信託口)[8.3%]	託口)[4.9%]		
	・日本生命保険相互会社[3.4%]	・株式会社三菱UFJ銀行[3.1%]		
	・川崎重工業従業員持株会[2.6%]	· STATE STREET BANK AND		

・株式会社みずほ銀行[2.5%]	TRUST COMPANY 505019[2.3%]
※2021年3月31日時点	• THE BANK OF NEW YORK
	133972[2.1%]
	※2021年3月31日時点

⑩直前事業年度の財政状態および経営成績(連結)					
純資産	482,775百万円 128,167百万円				
総資産	1,963,276百万円	429,336百万円			
1株あたり純資産	2,785.71円	749.58円			
売上高	1,488,486百万円	408,592百万円			
営業利益	△5,305百万円	15,396百万円			
経常利益	△2,855百万円	11,792百万円			
親会社株主に帰属する	△19,332百万円	4,258百万円			
当期純利益					
1株あたり当期純利益	△115.73円	25.26円			

(4) 分割する事業部門の概要

	川崎重工	日立造船	
①分割する部門の	シールド関連事業	シールド関連事業	
事業内容			
②分割する部門の	売上高 6,498 百万円	売上高: 7,001 百万円	
経営成績(連結)			
③分割する資産、	資産: 490 百万円	資産: 487 百万円	
負債の項目(連結)	負債: 0百万円	負債: 0百万円	
(2021年10月1日			
予定)			

(注) 分割する資産・負債の金額は現時点の見込み額です。

(5) 本分割後の状況

当社および日立造船に関しては、商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期について、いずれも本分割による変更はありません。

川重日立造船シールドについては次のとおりです。

①商号	川重日立造船シールド準備株式会社
②本店所在地	大阪市
③代表者の役職・	代表取締役社長
氏名	平山 真治
④事業内容	シールド関連事業
⑤資本金	480百万円
⑥決算期	3月31日

(6) 今後の見通し

本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。業績に大きな影響を与えることが判明した場合には速やかにお知らせします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(2021年5月11日公表分) および前期連結実績

(多),当然还怕未换了他(2021)37111日五代分,3500的统治人模				
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
				9 公田州市代田
当期業績予想	百万円	百万円	百万円	百万円
(2022年3月期)	1,500,000	30,000	20,000	17,000
前期実績	1 400 400	^ F 30F	^ 2 OFF	^ 10 222
(2021年3月期)	1,488,486	△5,305	△2,855	△19,332